

1 検討の背景

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担う上で、地方税は最も重要な基盤であり、**地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が重要**であることを、従来から主張。
- 近年は、行政サービスの地域間格差が、東京一極集中を加速させているとの指摘あり。

地方税の偏在是正に関する勉強会の設置

地方税(特に法人関係税)の偏在性について、本県独自に調査を行い、是正策の国への提言に繋げるため、県内大学の研究者を委員とする勉強会を設置。

【委員】

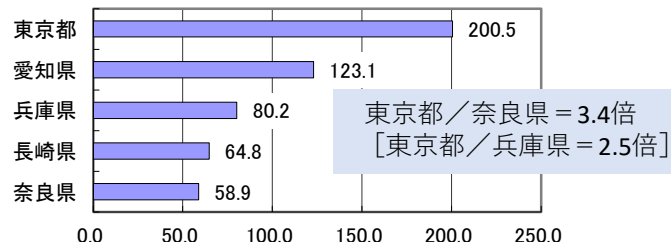
- ・上村敏之(関西学院大学経済学部教授)[座長]・足立泰美(甲南大学経済学部教授)
- ・濱田 洋(兵庫県立大学国際商経学部准教授)・古田美保(甲南大学経営学部教授)
- ・淵 圭吾(神戸大学大学院法学研究科教授)

【開催時期】令和6年6月から令和7年2月の間で5回開催

偏在性の現状

都道府県間の税収額の偏在度は、地方税計の最大/最小が2.3倍であるのに対し、地方法人課税は、特別法人事業税・譲与税による是正措置を反映しても3.4倍と乖離が大きい。

【法人二税(譲与税込み)人口一人当たり指数(R4)】

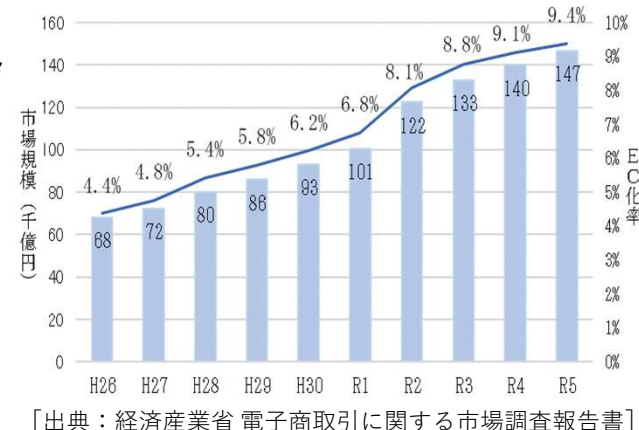


社会経済情勢の変化に伴う偏在性への影響

人口や法人数の東京都シェアの増加、電子商取引(E C)やフランチャイズといった**事業活動の多様化**など**社会経済情勢の変化**により、その偏在の状況にも変化が生じている。

- ・東京都転入超過数
R5：約3万人 → R6：約8万人
- ・法人数(10億円超)東京都シェア
H29：54.7% → R4：58.0%
- ・フランチャイズ売上高
H30：26.2兆円 → R5：28.3兆円

【E C市場規模の推移(物品販売系)】



2 検討結果

地方法人課税は、令和元年度税制改正による特別法人事業税・譲与税の創設以降も、偏在度が依然として高い状況にあり、法人の事業活動の多様化等を踏まえると、**現行の分割基準の指標や事務所等の要件では、応益課税の反映に限界がみられ、結果として偏在性の拡大が生じている**ことから、国に対して更なる見直しに向けた検討を要望する。

- 現行の分割基準や事務所等の要件では実態に合わない業態及び設備等について、現状及び課題等を整理し、是正方を検討。
〔分割基準の見直しが困難な業態等は、特別法人事業税・譲与税の拡充を求める。〕

- 地方消費税と県民税利子割についても、偏在の状況や現行制度の課題等を整理の上、是正方を検討。

【主な分割基準】

	区 分	分 割 基 準
事業税	製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
	主な非製造業	課税標準の1/2：事務所数、課税標準の1/2：従業者数
	県民税	従業者数

【事務所等の要件】①人的設備、②物的設備、③事業を継続して行うことの3要件を満たすこと

3 分割基準及び事務所等の要件の課題及び是正方策の提案

	業態・設備	課 題	主 な 是 正 方 策
分割基準	①EC（物品販売系）	全国で事業を展開しながらも、本店や地域拠点のある地方自治体しか分割基準の対象とならず、また、 税収が従業者数のウェイトが高い本店等の所在地に集中する。	・「事務所数」の代替として「販売額」に変更
	②フランチャイズ	加盟店のロイヤリティを含めて算定された本部の税収が、販売の実態を超えて、 本店等の所在する地方自治体に集中する。	・「事務所数」の代替として「販売額(フランチャイズ加盟店を含む)」に変更
	③オートメーション	ロボットの導入等によるオートメーション化が進み、配置される従業者数が減少することに伴い、倉庫・工場等が所在する地方自治体への税収が減少する。	・「従業者数」に対する割増し又はロボット設置数の上乘せ
	④分社化	分社化後の各社が事業所所在地の地方自治体に納税する際に、 地方自治体間の課税関係に変化が生じることがある。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応
事務所等の要件	①特定目的会社	制度上、配当の損金算入が可能なことから、 税額が発生しても少額 となる。倉庫等のテナント側においても、賃借料を経費として計上する場合、法人事業税が減少する。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応
	②太陽光発電・風力発電等	無人の発電設備では人的要件を満たさないため、 設備がある地方自治体に課税権が生じず、本店等の所在地に税収が集中する。	・発電設備を事務所とみなし、分割基準の「事務所数」への加算、「パネル面積や発電設備の用に供する固定資産の価額」を代替
	③EC（デジタル系）	商品の配送がない電子出版等は、 支店等がなければ行政サービスを受けた場所を特定することが困難 であるなど、課題も多い。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

4 地方法人課税以外の税目に係る検討

税 目	現 状・課 題	是 正 方 策
地方消費税	課税地と最終消費地を調整する清算制度について、県境を越えた「持ち帰り消費」や非課税取引による除外項目（医療・福祉等）の 消費実態を統計データに反映すべき。	・支出側の統計データの充実・活用 ・医療・福祉等に係る国の各統計資料の活用した消費税相当額の算出
県民税利子割	支払事務等を行う営業所所在地の都道府県に納税する現行制度において、 実店舗を有しないインターネット銀行の取扱増により、東京都の税収シェアが急拡大している。	・個人住民税を指標とした都道府県間の清算制度の導入